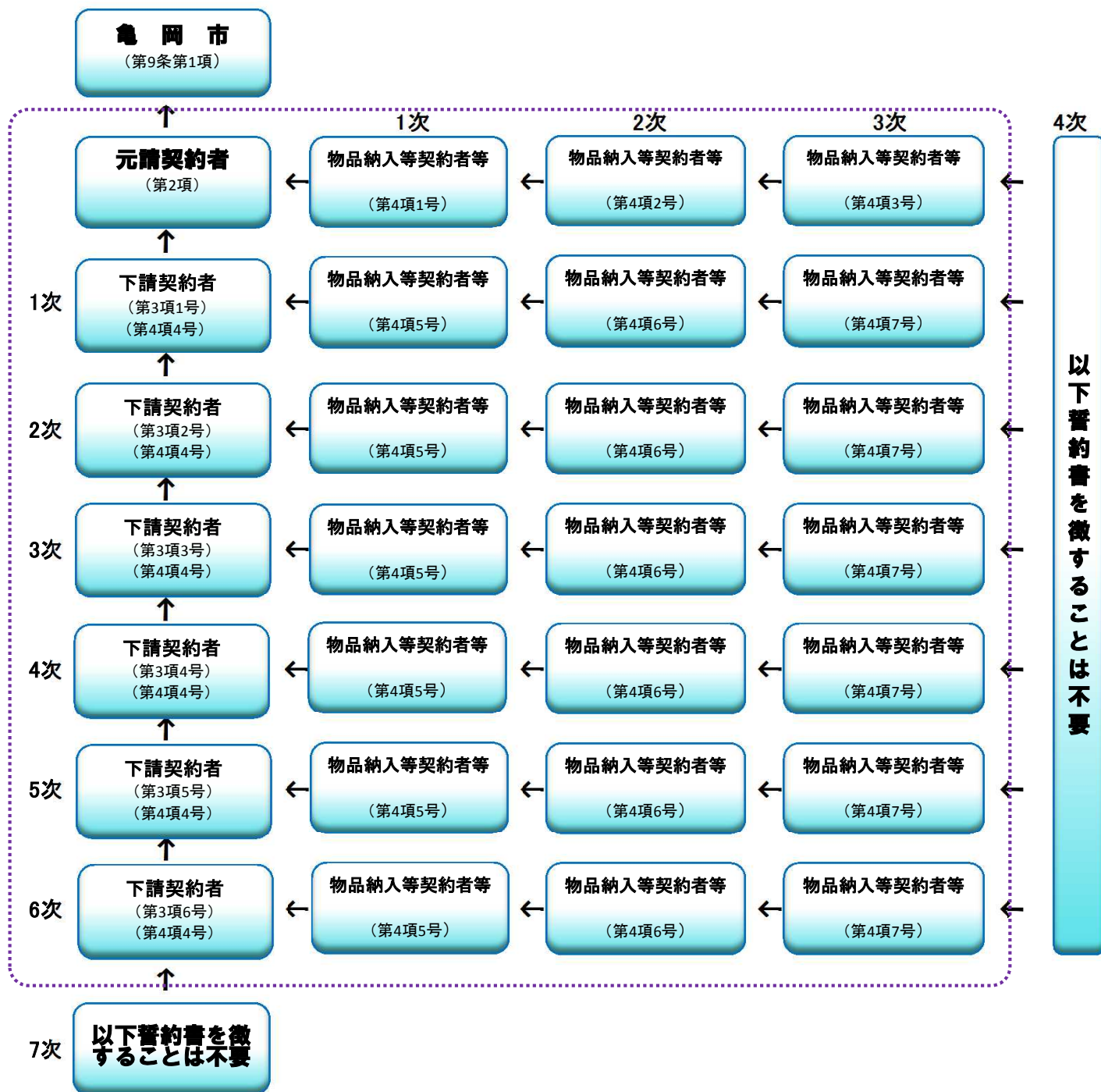


# 建設業者の皆様

公共工事からの暴力団排除(第9条)に規定する範囲  
(誓約書を徴すること及び保管することが義務化される範囲)

※   内が義務化される範囲



## 条例の主な内容

- 市が発注する公共工事における暴力団員等との請負契約が禁止されました。(第9条第1項)
- 市の請負契約に係る下請契約等における暴力団員等との契約が禁止されました。(第9条第2項)
- 発注者は一定額以上の契約においては、受注者から暴力団員ではないこと等の誓約書を徴しなければならないこととされました。(第9条第5項)
- 受注者は徴収した誓約書を5年間保管しなければならないこととされました。(第9条第6項)

## 罰 則

- |                               |   |                    |
|-------------------------------|---|--------------------|
| ●誓約書に暴力団員ではないこと等の虚偽記載をして提出した者 | → | 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 |
| ●誓約書を徴しなかった者                  | → | 5万円以下の過料           |
| ●誓約書を5年間保管しなかった者              | → | 5万円以下の過料           |